

補 足 資 料

1 入札書への記載時の算出方法

- (1) 本件入札時に入札書へ記載する金額は、本市が仕様書で提示した要件に基づき、それぞれの帳票について単価を決定の上、別紙添付の単価表をもとに「単価×契約期間想定件数」の総合計金額を記入してください。（消費税相当額は含めないでください。）
- (2) イメージ作成業務及びインデックスファイル作成業務で使用する機器については、受託事業者の準備物となります。詳細は、仕様書及び別添の要領（各帳票の仕様書フォルダ＞B5 フォルダ＞01_パンチデータ及びイメージデータ作成要領_2026）の「5 使用する機器の要件等について」をご確認ください。なお、単価は、受託事業者の準備物に係る機器構築費及び部品代等を含む形で設定してください。
- (3) 単価明細の記載にあたっては、単価と件数に掛け合わせた金額を総合計した際の小数点以下は切り捨てとしてください。
- (4) 入札後、落札事業者には、速やかに落札金額の積算根拠を示す内訳書を提出していただきます。なお、入札書の入札金額及び内訳書の合計金額は、必ず一致させる必要があります。

2 契約期間及び支払方法について

- (1) 入札後速やかに契約を締結します。
契約期間は、令和7年7月1日～令和9年9月30日です。
- (2) 契約日から令和7年6月30日までは前受託事業者からの引継期間となります。
- (3) 契約金額については、単価契約となります。落札金額に基づき、その内訳として、帳票ごとに単価を決定することになります。
- (4) 支払については、落札事業者から吹田市に対して、各月1日から末日の作業量に基づき、1ヶ月間の業務委託料を翌月に請求していただき、正当な請求行為を確認した上で請求日から30日以内に落札事業者へ支払うものとします。
- (5) それぞれの帳票についての「単価×1ヶ月の実績数」の総合計金額（1円未満切捨て）に消費税相当額を加えたものが、1ヶ月間の業務委託料となります。

3 その他

- (1) 落札事業者については、落札後速やかに落札金額に対する内訳書及び単価明細を作成していただきます。（本件入札時に持参していただく必要はありません。）
- (2) その他詳細については、公告文を参照してください。